

沿 革

本企業団は、阪神間における水利統制方針に基づき、阪神地方諸都市に対する水道用水供給事業を経営するため、昭和11年7月21日市制第149条第2項（地方自治法第285条の2第1項）により設立された。

西日本経済の中心圏にある阪神地域は、早くから近代都市の形態を整えていたが地形的には水資源に恵まれず、必然的に都市用水需要の不均衡が生じた。このため阪神間に確固不動の水資源を求め、上水道問題の抜本的な解決を図るため、昭和8年4月阪神地方上水道調査委員会が設置され、昭和10年9月に淀川、青野川及び武庫川を水源とする阪神地方上水道計画概要が立案された。これに基づいて昭和11年7月に誕生したのが旧16市町村（神戸市、尼崎市、西宮市、武庫郡御影町、魚崎町、住吉村、本山村、本庄村、精道村、瓦木村、甲東村、鳴尾村、大庄村、武庫村、川辺郡立花村、園田村）の構成団体を持つ阪神上水道市町村組合である。（地方自治法第284条第2項に基づく地方公共団体の組合）

その後、市町村の合併によって構成団体は、神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市の4市となり、昭和37年10月から阪神水道組合と改称し執行機関の名称を阪神水道企業庁とした。さらに昭和41年7月地方公営企業法の一部改正によって名称も統一され、阪神水道企業団と改称し今日に至っている。

企業団の当初計画の大綱は、昭和38年における計画給水人口を100万人とし1日最大給水量270,000^m³、工期を2期に分けて施工するものであった。まず第1期工事は淀川に水源を求め、昭和12年度から昭和16年度まで5か年計画を実施し、50万人分の施設が完成した。

引き続き昭和22年度から残り50万人分を第2期工事として昭和24年度までに完成する予定のところ、第二次世界大戦後日本経済のインフレは激化の一途をたどり、加えるに建設資材の不足と相まって着工が全く不可能となったが、一方、受水都市の復興はめざましく人口も急増し、水需要は施設能力の極限に達した。そのため、当面の水不足の打開策として、施設増強工事を昭和23年度から3か年間継続して緊急施工した。

しかし、その後も急増する人口に対処するため、懸案の第2期工事を昭和25年度から昭和31年度にわたって実施し、既設分と合わせて1日最大給水量373,000^m³の施設の完成を見た。

昭和30年代に入って、政府の高度成長政策による産業構造の転換と工業生産の飛躍的な伸びは、人口の都市集中を促し、都市の水需要は急激な上昇を見せはじめた。構成4市においても特にこの現象は著しく、水需要が増大してきたため、昭和50年を目標とする拡張基本計画を立てたのである。この計画は、淀川を水源として工期を2期に分け1日最大給水量968,000^m³の水を確保しようとするもので、そのうち第3期工事は195,000^m³増加し1日最大給水量を568,000^m³にするもので、昭和33年度から7か年継続で施工した。

次いで第4期工事は、昭和39年4月に着工し8か年継続施工により昭和47年3月に完成し、ここに1日最大給水量968,000m³の施設の完成を見た。

その後の人口増加、生活水準の向上等により、水需要は年々増加傾向にあり、これに対処するため、昭和53年度から、1日最大給水量を1,289,900m³とする第5期拡張事業を実施してきた。平成4年2月には同事業を変更し、異臭味の除去及び微量有機物質の低減化を図るため全浄水場に高度処理施設を導入することとし、併せて、計画目標年度を平成12年度から平成17年度に変更した。

平成7年1月17日、阪神・淡路大震災によりライフラインが被害を受け、長期にわたって市民生活を窮地に陥れた。企業団施設も「近代水道百選」に選ばれた尼崎浄水場を始めとして甚大な被害を受けた。震災直後より被災施設の応急復旧工事を開始し、管路は1か月後、構造物は夏に完了した。

この間、構成4市が必要とした水量と水圧を確保することができず、水道用水供給事業としての機能を十分に果たせなかった。その後、施設の耐震化を含めた本格的な復旧を行った。

平成7年12月、第5期拡張事業の計画を一部変更し、地震で被災した尼崎浄水場及び甲山浄水場の両浄水場を統合した新尼崎浄水場（施設能力373,000m³/日）を建設することとした。平成9年7月、第5期拡張事業で完成した施設を段階的に稼働することによって160,000m³/日の増量を行い、1日最大給水量1,128,000m³となった。

第5期拡張事業は、平成12年12月に計画を一部変更し、甲山調整池と新尼崎送水路の建設を追加、計画目標年度を平成23年度とした。平成12年度に猪名川浄水場高度処理施設及び新尼崎浄水場の第Ⅰ期施設（計画の半量分）の完成により第5期拡張事業は概成し、平成13年4月から企業団が供給する1日最大給水量の全量が高度処理水となった。

平成22年7月、新尼崎浄水場の第Ⅱ期施設（計画の半量分）完成に伴い、全量供用開始したことで、長きにわたり実施してきた第5期拡張工事が完成した。

平成26年12月、兵庫県知事に対し宝塚市を構成団体に加えること等を内容とする規約の一部変更申請を行い、翌年1月、許可された。平成27年3月には、厚生労働省へ事業変更の届出を行い、これにより、平成29年4月から同市へ水道用水の供給を開始した。

人口減少等による水需要の減少に伴う給水収益の減少等への対策として、実績給水量を分賦金に反映させるため、令和2年度より固定費と変動費を明確化した「二部制」の導入と、受水費負担の軽減を目的とした「分賦金水準（負担額）の引下げ」を実施し、分賦割合を、固定費部分は1m³当たり51円06銭、変動費部分は1m³当たり9円62銭に改定した。

今後とも、構成団体と連携し、安全な水の安定供給に努め、地域経済そして市民生活を支えていく。